

入 札 説 明 書 (案)

「業務用自動車賃貸借契約」に係る入札等については、関係法令、条例、規則及び要領に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約方法：一般競争入札
- (2) 件 名：業務用自動車賃貸借契約
- (3) 契約期間：令和8年12月1日から令和13年11月30日までの60ヶ月
- (4) 納 入 日：令和8年12月1日
- (5) 納入場所：沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
- (6) 仕 様 書：別紙のとおり

2 入札方法等

- (1) 入札書は、県が定める様式を使用すること。
- (2) 入札書は、書面により直接持参して提出すること。
- (3) 入札の方法
 - ア 入札参加者は、入札執行に先立ち、入札保証金の納付に係る確認を受けること。
 - イ 代理人がする入札の場合は、本人の委任状を持参すること。
 - ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第100条の規定により、見積る契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供しなければならない。

ただし、以下に該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合。
- イ 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に附する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、かつ、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合

4 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 本入札に係る公告に定める条件に違反した入札
- (7) 連合又はその他不正な行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札
- (9) 委任状を持参しない代理人が行った入札

5 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

6 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行う。なお、再度の入札は2回までとする。

2回の再度入札を行ってもなお落札候補者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

7 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則第101条の規定により、契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10以上に相当する金額の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に附する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、かつ、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合

8 その他留意事項

- (1) 本入札における契約は、「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約であり、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額または削除があった場合は、当該契約は解除となる。
- (2) 入札者は、一般競争入札参加資格確認申請書に用いた印鑑を持参すること。代理人が入札を行う場合は、委任状の「代理人使用印鑑」を持参すること。
- (3) 代理人が入札を行う場合で委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は代理人の印では訂正できない。
- (4) 入札は最大で3回行うため、入札書はあらかじめ複写して持参すること。

9 入札・仕様書に関する質問

入札に参加しようとする者は、書面により質問をすることができる。

- (1) 質問期間：令和8年9月30日（水）から令和8年10月6日（火）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 受付時間：午前9時から午後5時まで
- (3) 提出方法：質問書（別添様式）にて下記受付期間内に送付すること。
（FAX可、ただし到達確認すること。）
- (4) 回答方法：沖縄県土木建築部 県HPに掲載し、質問者個別に対しては回答しない
- (5) 回答期間：令和8年10月14日（水）までに回答
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (6) 問合せ先及び提出先：

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1-2-2 行政棟13階

問合せ先及び提出先：沖縄県土木建築部 都市公園課 管理整備班（担当：松田 悠）

電話番号 098-866-2035

FAX 番号 098-867-7875